

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
様  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このことについて、厚生労働省及びこども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。  
概要は次のとおりです。なお、詳細は別添事務連絡をご確認ください。

**【概要】**

当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った被災障害者等に係る介護給付費等の支給決定については、避難先の市町村において、障害者総合支援法又は児童福祉法の規定等に基づき行われます。

また、当該災害の被災により他の都道府県の区域内に居住地を有するに至った障害児の保護者に係る障害児入所給付費の支給決定についても、避難先の都道府県において、児童福祉法の規定等に基づき行われます。

加えて、当該災害の被災により受給者証又は通所受給者証若しくは入所受給者証（以下「受給者証等」という。）を紛失し又は家屋に置いたまま避難している等の事情があり受給者証等を提示することができない場合には、障害者総合支援法又は児童福祉法の規定により受給者証等を提示しなくても指定障害福祉サービス等又は指定通所支援及び指定入所支援を受けることができます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		